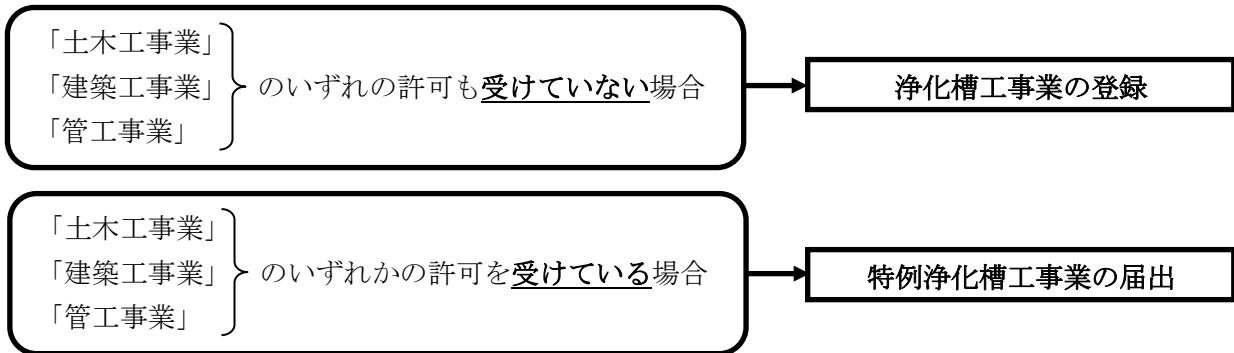


## 浄化槽工事業について

鳥取県内で浄化槽工事業を営もうとする場合、鳥取県知事に浄化槽工事業の登録、もしくは特例浄化槽工事業の届出をする必要があります。

建設業法に基づく「土木工事業」、「建築工事業」、「管工事業」のいずれかの許可を有する場合は「届出」、それ以外の場合は「登録」の申請となります。



### 1. 【浄化槽工事業の登録】

「土木工事業」、「建築工事業」、「管工事業」のいずれの建設業許可を受けていない場合、浄化槽工事を受注・施工する前に、浄化槽工事業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。登録により軽微な浄化槽工事（請負金額が500万円未満の工事。ただし、建築工事にあっては請負金額が1,500万円未満、または延べ面積が150平方メートル未満の工事。）を請け負うことができます。

#### (1) 登録要件

- ① 営業所ごとに浄化槽設備士を置くこと。
- ② 以下a～eの欠格事由に該当しないこと。
  - a 浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - b 浄化槽工事業の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者（浄化槽工事業者が法人である場合には、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者を含む）
  - c 都道府県知事より事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
  - d 登録申請書類中に重要な事項について虚偽の記載をしたり、常用名事実の記載を欠いているとき
  - e 浄化槽工事業にかかる営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人がa～dまでに該当する者
  - f 法人でその役員等（※）のうちにa～eまでに該当する者があるもの  
※暴力団排除の徹底に伴い、役員の範囲が以下のとおり拡大されました。  
役員等とは、従来の役員（「業務を執行する社員」、「取締役」、「執行役」若しくはこれらに準ずる者）に加え、「相談役」、「顧問」並びに役員と同等以上の支配力を有する可能性のある者として「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人に限る。）が含まれます。

(2) 提出書類

様式	書類の種類	有無		備考
		法人	個人	
第1号	浄化槽工事業者登録申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	申請者が法人であるときはその代表者、個人であるときは本人が誓約すること
	手数料はり付け書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
第2号	誓約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浄化槽設備士免状の写し
	浄化槽設備士免状の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
第3号	工事業登録申請者の調書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	法人は役員等(※)全員、個人は本人又は法定代理人の調書
第4号	浄化槽設備士の調書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浄化槽設備士の住民票の抄本
	浄化槽設備士の住民票の抄本	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	登記簿謄本	<input type="radio"/>		登録申請者の住民票の抄本
	登録申請者の住民票の抄本		<input type="radio"/>	

※暴力団排除の徹底に伴い、役員の範囲が以下のとおり拡大されました。

役員等とは、従来の役員（「業務を執行する社員」、「取締役」、「執行役」若しくはこれらに準ずる者）に加え、「相談役」、「顧問」並びに役員と同等以上の支配力を有する可能性のある者として「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人に限る。）が含まれます。

(3) 登録手数料

P O S レジ又は納付書で納付してください。

県土総務課ホームページ参照：<https://www.pref.tottori.lg.jp/299513.htm>

新規の登録	33,000円
更新の登録	26,000円

(4) 登録の有効期間

登録の有効期間は登録日から起算して5年間です。（新規登録の場合登録日の翌日から起算して5年間。）

(5) 登録を受けたとの届出等

①変更の届出

登録を受けた後、下記の変更事項が生じた場合には、必要な書類を添付して様式第7号による浄化槽工事業者登録事項変更届出書を変更のあった日から30日以内に登録を受けた都道府県知事に提出しなければなりません。

法人	個人	変更事項	添付書類
	<input type="radio"/>	氏名又は名称	住民票の抄本又はこれに代わる書面
<input type="radio"/>		名称	登記簿謄本
	<input type="radio"/>	住所	住民票の抄本又はこれに代わる書面
<input type="radio"/>		住所	登記簿謄本
<input type="radio"/>		代表者の住所	登記簿謄本
	<input type="radio"/>	営業所の名称又は所在地	なし
<input type="radio"/>		営業所の名称又は所在地	商業登記の変更を必要とする場合には登記簿謄本
<input type="radio"/>		役員等の氏名	登記簿謄本 新たに役員等となる者がある場合には誓約書（様式第2号）及び当該役員等の調書（様式第3号）
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の (1) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し (2) 調書（様式第4号） (3) 住民票の抄本又はこれに代わる書面

②廃業等の届出

下記に掲げる事項に該当するに至った場合には、下表の右欄に掲げる者は、30日以内に登録を受けた都道府県知事に書面をもってその旨を届出なくてはなりません。

特に指定された様式等はありません。

廃業等の届出事項	届出をすべき者
1 死亡した場合	その相続人
2 法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
3 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
4 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
5 浄化槽工事業を廃止した場合	浄化槽工事業者であった個人又は浄化槽工事業者であった法人の役員

③更新の登録

5年を越えて引き続き浄化槽工事業を営む場合は、有効期間の満了する日の30日前までに、「更新」の手続きが必要となります。更新の申請は、登録の有効期間満了の日前30日までに、更新の登録に係る申請書類を都道府県知事に提出しなければなりません。

なお、提出書類は新規登録の場合と同様です。

④土木工事業、建築工事業、とび土工・工事業の建設業許可を取得した場合

浄化槽工事業者登録事項変更届出書（様式第7号）により許可の取得を届け出てください。その後、新たに特例浄化槽工事業者の届出をしてください。

(6) 提出部数 2部（正本1部、副本1部）

## 2. 【特例浄化槽工事業者の届出】

「土木工事業」、「建築工事業」、「管工事業」のいずれかの建設業許可を受けている場合は、浄化槽工事業を開始した時に、浄化槽工事業を行う区域を管轄する都道府県知事に届出をしなければなりません。なお、有効期間は無期限です。

### (1) 提出書類

様式	書類の種類	要否		備考
		法人	個人	
第11号	特例浄化槽工事業届出書	○	○	
	浄化槽設備士免状の写し	○	○	浄化槽設備士証の写しでも可
第4号	浄化槽設備士の調書	○	○	
	建設業の許可通知書の写し	○	○	建設業許可証明書でも可
	浄化槽設備士の住民票抄本	○	○	

### (2) 届出を行った後の注意

#### ①変更の届出（様式第12号）

下記の事項に変更が生じた場合には、遅滞なく下表に掲げる書類を添付して特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書を都道府県知事あて提出しなければなりません。

法人	個人	変更事項	添付書類
	○	氏名又は名称及び住所	なし
○		名称及び住所	なし
○		代表者氏名	なし
○	○	建設業法に基づき許可を受けた（更新を含む。） (1) 業種 (2) 許可番号 (3) 許可年月日	許可通知書の写し又は許可証明書等
○	○	浄化槽工事業を営む営業所の名称又は所在地	なし
○	○	浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の (1) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し (2) 略歴書 (3) 住民票の抄本又はこれに代わる書面

なお、建設業の許可は5年で更新されることになっており、この更新がなされると必ず許可番号が変更されますので（（特-18）第100号→（特-23）第100号）、この場合にも変更の届出が必要ですので注意して下さい。

#### ②廃業等の届出

特例浄化槽工事業者が浄化槽工事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を届出している都道府県知事に書面をもって届出なければなりません。特に指定された様式等はありません。

#### ③土木工事業、建築工事業、管工事業の建設業許可を失った場合

特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書（様式第12号）により許可の変更を届け出てください。その後、新たに浄化槽工事業者の登録申請をしてください。

### (3) 提出部数 2部（正本1部、副本1部）

**【浄化槽工事業の登録申請、特例浄化槽工事業の届出等の提出先】**

担当窓口	本店の所在地
県土整備部 県土総務課 〒680-8570 鳥取市東町1-220 電話 0857-26-7347 FAX 0857-26-8190	鳥取県外
鳥取県土整備事務所 建設総務課 〒680-0061 鳥取市立川町6-176 電話 0857-20-3594 FAX 0857-20-3598	鳥取市、岩美町
八頭県土整備事務所 建設総務課 〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100 電話 0858-72-3853 FAX 0858-72-3244	八頭町、智頭町、若桜町
中部総合事務所県土整備局 建設総務課 〒682-0802 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3243 FAX 0858-22-7863	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町
西部総合事務所米子県土整備局 建設総務課 〒683-0054 米子市糀町1-160 電話 0859-31-9704 FAX 0859-33-4110	米子市、境港市、大山町、南部町、伯耆町、日吉津村
西部総合事務所日野振興センター 日野県土整備局 建設総務課 〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 電話 0859-72-2023 FAX 0859-72-1398	江府町、日野町、日南町